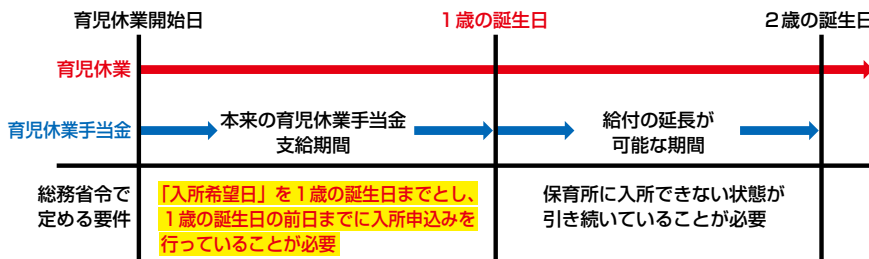


育児休業に係る子が1歳に達する日後の期間について、保育所へ入所できない等、育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める要件に該当するときは、最長2歳に達する日まで延長して請求できます。請求される際は、下記の点についてご注意ください。

総務省令で定める要件とは？

当該子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までに、**少なくとも1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）を保育所入所希望日として市町村に保育の申し込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、その実施が行われない場合**



入所希望日が、1歳の誕生日を過ぎてしまうと、対象にならないんだね！



こんな時は、支給要件に該当しません！

1歳の誕生日を過ぎた日を入所希望日として保育所の入所申し込みをし、待機状態になったとき

保育所の入所が決定したとき

保育所の入所決定を辞退したとき

保育所の入所申込を途中で取下げたとき

●請求手続き

請求書 → 「育児休業手当金請求書（1歳超分）」

添付書類 → ・市区町村が発行した「保育所入所不承諾の通知書」等（原本）

注1：「保育所入所不承諾の通知書」等において、**入所希望日（〇月〇日）**・申請日及び入所不承諾（保留）期間がわかることが必要です。記載がない場合は、別途、入所希望日や申請日が確認できる書類（※）が必要です。

※保育所へ申し込んだ際の申し込み用紙の写しや当支部様式の「保育待機状態であることの証明願」等

注2：請求期間は、原則、市区町村の「保育所入所不承諾の通知書」等が発行された月までとなります。

・1歳を超えてから育児休業期間を延長・短縮した場合は「育児休業承認通知書」の写しを請求書に添付してください。

☆育児休業手当金の請求書は、事実発生日（育児休業開始日または1歳の誕生日）以降に所属所を通じて提出してください。

育児休業手当金の請求手続きの詳細および請求書の様式は、当支部 HP をご覧ください。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) **検索** → 手続きナビ → 短期給付の手続き
→ 休業給付の手続き → 育児休業手当金の請求手続き

